

令和6年度第2回環境審議会 議事録

招集の期日	令和6年9月11日（水）	
開催の場所	あけぼのビル 501会議室 （さいたま市内）	
開閉の日時	開 会	9月11日 午後1時30分
	閉 会	9月11日 午後3時25分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1 開 会		
2 あいさつ		
3 会長等選出		
4 議 事		
（1）諮問事項：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める 県指定奥秩父鳥獣保護区奥秩父特別保護地区の再指定について		
（2）報告事項：第5次埼玉県環境基本計画の令和5年度進捗状況の報告について		
5 閉 会		

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 15人

大河内 博	早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授
小川 順子	(一財)日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹
川合 真紀	埼玉大学 理工学研究科 教授
高安 健一	獨協大学 経済学部 教授
細沼 千恵子	埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師
柳沼 薫	(公財)埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員
西田 秀生	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事
朽木 康之	生活協同組合コープみらい コミュニケーション・サステナビリティ推進 執行役員
戸山 芳夫	(一社)埼玉県猟友会 理事 総務委員長
宮崎 吾一	埼玉県議会議員
浅井 明	埼玉県議会議員
野本 怜子	埼玉県議会議員
香川 武文	志木市長
井原 康哲	一般公募
橋本 容子	一般公募

欠席委員 5人

家田 曜世	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員
岡山 朋子	大正大学 地球創生学部 地域創生学科 教授
平林 由希子	芝浦工業大学大学院 理工学研究科 社会基盤学専攻 教授
佐柄木 優	埼玉弁護士会 弁護士
宇野 三花	埼玉県商工会議所女性連合会 会長

## 第2回 埼玉県環境審議会

令和6年9月11日（金）

午後 1時30分開会

○司会（中山） 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回環境審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の中山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、こちら会場とオンラインの併用による開催となっております。今回はオンライン参加の委員の方はいらっしゃいませんが、ウェブ傍聴の希望者がおりますので、御留意ください。また、オンライン上で顔が見切れてしまうことがありますので、県の職員は着座のまま発言させていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。

では、最初に資料の確認をいたします。委員の皆様には議事資料及び参考資料を事前にお送りしております。議事資料は、資料1「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める県指定奥秩父鳥獣保護地区奥秩父特別保護地区の再指定について」、資料2「第5次埼玉県環境基本計画の令和5年度進捗状況の報告について」の2点でございます。

また、参考資料といたしまして、「次第」、「埼玉県環境審議会規則」、「第16期埼玉県環境審議会委員名簿」、「席次表」、「令和5年度奥秩父特別保護地区生息状況調査業務報告書」、「第5次埼玉県環境基本計画概要」、「第5次埼玉県環境基本計画リーフレット」となります。資料一式に通し番号を付記しておりますので、併せて御確認ください。

それでは、本日は議員改選後初めての審議会でございますので、資料38ページ、参考資料2の名簿の順に私から委員を御紹介させていただきます。

初めに、国立環境研究所の家田曜世様でございますが、本日は諸用により御欠席となっております。早稲田大学の大河内博様でございます。

大正大学の岡山朋子様でございますが、本日は諸用により御欠席となっております。

日本エネルギー経済研究所の小川順子様でございます。

○小川委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会（中山） 埼玉大学の川合真紀様でございます。

○川合委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会（中山） 獨協大学の高安健一様でございます。

○高安委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会（中山） 芝浦工業大学大学院の平林由希子様でございますが、本日は諸用により御欠席となっております。

埼玉弁護士会の佐柄木優様でございますが、本日は諸用により御欠席となっております。

埼玉県女性薬剤師会の細沼千恵子様でございます。

○細沼委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 埼玉県生態系保護協会の柳沼薫様でございます。

○柳沼委員 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 埼玉県農業協同組合中央会の西田秀生様でございます。

○西田委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 埼玉県商工会議所女性連合会の宇野三花様でございますが、本日は諸用のため欠席となっております。

生活協同組合コープみらいの朽木康之様でございます。

○朽木委員 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 埼玉県猟友会の戸山芳夫様でございます。

○戸山委員 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 埼玉県議会議員の宮崎吾一様でございます。

○宮崎委員 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 埼玉県議会議員の浅井明様でございます。

○浅井委員 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 埼玉県議会議員の野本怜子様でございます。

○野本委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 志木市長の香川武文様でございます。

○香川委員 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 公募委員の井原康哲様でございます。

○井原委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 公募委員の橋本容子様でございます。

○橋本委員 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 以上20名でございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境部長の石井から御挨拶を申し上げます。

○石井環境部長 環境部長の石井でございます。

環境審議会の委員の皆様には、本県環境行政の推進に格別の御支援、御協力、御指導いただきまして、誠に感謝申し上げます次第でございます。本日の審議会は、第16期委員となりましての初めての会議となります。新たに御就任いただいた委員の皆様、それから前期から引き続き御就任いただいている委員の皆様とともに御多用の中お引き受けいただきましたことに感謝申し上げます。

この環境審議会は、環境の保全のための基本的事項等を調査、審議いただくため法令に基づいて設置された機関であり、県の環境行政の重要な事項について諮問、協議、報告するものでございます。本日の審議会では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図ることで生物の多様性の確保に寄与することを目的として策定されました、鳥獣保護管理法に基づく特別保護地区の指定について諮問をさせていただきます。

生物多様性については、2022年、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択されまして、その

損失を止め、反転させることが世界的にも重大な課題と改めて認識されたところであります。ニホンカモシカやクマタカなど希少な種が生息するとされる奥秩父地区におきましても、その保全は大変重要でございます。本日の諮問事項は、その奥秩父地域において鳥獣及びその生息地の保護が特に必要とされる地区を指定するものとなります。

また、本日は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県環境基本計画の令和5年度実績についても御報告をさせていただきます。

御審議に当たりましては、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（中山） 続きまして、ただいま御挨拶差し上げた環境部長の石井以外の県幹部職員を紹介いたします。

環境部環境未来局長の横内でございます。

○横内環境未来局長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 環境部副部長の竹内でございます。

○竹内環境部副部長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 環境政策課長の鈴木でございます。

○鈴木環境政策課長 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 温暖化対策課長の山井でございます。

○山井温暖化対策課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） エネルギー環境課長の浪江でございますが、本日は諸用により欠席です。代理として主幹の相川が出席いたします。

○相川エネルギー環境課主幹 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 大気環境課長の小ノ澤でございます。

○小ノ澤大気環境課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 水環境課長の堀口でございます。

○堀口水環境課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 産業廃棄物指導課長の宮原でございます。

○宮原産業廃棄物指導課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 資源循環推進課長の尾崎でございます。

○尾崎資源循環推進課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） みどり自然課長の高橋でございます。

○高橋みどり自然課長 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 環境科学国際センター研究企画室長の八戸でございます。

○八戸環境科学国際センター研究企画室長 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 農林部森づくり課長の鈴木でございます。

○鈴木森づくり課長 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 以上でございます。

続いて、本日の運営に関する注意点を説明いたします。

会場のカメラについては、後ほど選出する会長を映すカメラ、「会場」という名称の委員全体を映すカメラ、応答を行う県職員を映すカメラがございますので、適宜切り替えて投影いたします。

続いて、御発言の方法ですが、発言いただく際はまず挙手をしていただき、会長の指名を受けてから発言してください。マイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言いただき、発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して解除してください。

なお、本日の会議は委員15名が御出席となっております。委員の出席が過半数に達しておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

続きまして、次第の3、会長及び副会長の選出について御協議をいただきたいと存じます。参考資料1の埼玉県環境審議会規則を御覧ください。会長及び副会長の選出につきましては、同規則第5条第2項の規定によりまして、委員の互選により行うこととされております。委員の皆様、いかがでしょうか。柳沼委員、どうぞ。

○柳沼委員 会長には前の第15期から御活躍されている川合委員を推薦いたします。

○司会（中山） ただいま柳沼委員から、会長に川合委員を推薦するという御提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会（中山） ありがとうございます。それでは、川合委員に会長をお願いしたいと存じます。

続きまして、副会長についてはいかがでしょうか。

川合会長、お願いします。

○川合会長 副会長には、他の自治体の審議会委員を歴任されております大河内委員を推薦いたします。

○司会（中山） ありがとうございます。ただいま川合会長から、副会長に大河内委員を推薦するという御提案をいただきました。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会（中山） ありがとうございます。それでは、大河内委員に副会長をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めるということになっておりますので、以降の進行につきまして川合会長をお願いしたいと存じます。

○川合会長 皆様、埼玉大学の川合でございます。本日の会議、会長ということで務めさせていただきますと思います。

この審議会ですが、埼玉県環境行政に影響を与える非常に大事な会であると認識しております。私自身は前期からこの審議会に参加させていただいておりますが、まだまだ不慣れなところもあります。今期は皆様に助けをいただきながら務めていきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入っていきたいと思っておりますが、まず初めに、委員が改選されましたので、温泉部会委員の指名をさせていただきます。温泉の新たな掘削の許可等をする場合に、温泉法第32条の規定

により、合議制の機関の意見を聞くこととしております。そのため、環境審議会に温泉部会を置き、知事からの諮問を受けて審議し、許可の適否を決定して答申するというものになります。

環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が温泉部会委員を指名することとなっております。委員の皆様は専門分野や御経歴などを勘案いたしまして、私から指名させていただきます。平林委員、佐柄木委員、細沼委員、宇野委員、野本委員、以上5名の方々に温泉部会委員をお願いしたいと存じます。

温泉部会の委員におかれましては、環境審議会委員との両方を兼ねていただくこととなり、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして会議の公開についてお諮りいたします。埼玉県環境審議会規則第9条により、会議は原則公開されますが、委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとされております。今回は議事の内容等を考慮しても非公開とすべき事由がなく、公開したいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 それでは、会議の公開を認めることといたします。

なお、傍聴はオンラインによるものを原則とし、加えて会場での傍聴も可能とすることにいたします。傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会(中山) 本日の傍聴者は、オンライン5名、会場2名です。

なお、会場の傍聴者1名の方から録音の申出をいただいております。

○川合会長 傍聴の際の録音等につきましては、放送、インターネットによる送信等をしないことという条件を付した上で許可することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 それでは、許可することといたします。

(傍聴者入場)

○川合会長 それでは、続きまして議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

細沼委員、そして井原委員をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○川合会長 よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして、4、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、諮問事項が1件と報告事項が1件ございます。

まず、諮問事項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める県指定奥秩父鳥獣保護区奥秩父特別保護地区の再指定についてです。この諮問事項につきましては、本日答申する方向で進めたいと思いますので、議事の進行をよろしく願いいたします。

それでは、みどり自然課長から御説明をお願いいたします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課の高橋でございます。

それでは、諮問事項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める県指定奥秩父

鳥獣保護区奥秩父特別保護地区の再指定について御説明申し上げます。

お手元の資料1の1ページを御覧ください。ここにお示ししたのは、今回の諮問事項である奥秩父特別保護地区の再指定の概要でございます。奥秩父特別保護地区とは、いわゆる鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。奥秩父特別保護地区は令和6年10月31日に期間満了を迎えます。これを再指定して、その後10年間、令和16年までを新たな期間とするものでございます。区画や面積については、現在指定している1,943.7ヘクタールから変更はございません。当該区域は、本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護繁殖を図る上で極めて重要な地域であることから、特別保護地区に引き続き指定し、森林鳥獣の生息地の保護を図るため、今回再指定に関して諮問するものでございます。

2ページ目を御覧ください。奥秩父特別保護地区の位置・概況及び鳥獣の生息状況について御説明いたします。当該区域は、埼玉県の最西部に位置し、標高1,100メートルから2,500メートルの亜高山帯または山地帯に属し、改変されていない原生的な森林として自然状態がよく保たれた場所となっております。今回特別保護地区の指定期間が満了するに当たり、昨年度に当該地区の鳥獣の生息状況等の調査を行いました。調査結果では、国の特別記念物に指定されているニホンカモシカやクビワコウモリ、クマタカなど、絶滅危惧種に分類される希少な鳥獣も確認されております。また、前回指定時と同様の鳥獣生息状況も確認できました。奥秩父特別保護地区に関しては、今回指定を解除する特別な理由もなく、これまでと同様に鳥獣を保護、保全されるべき区域と確認したところでございます。

なお、当該調査結果につきましては、参考資料4「令和5年度奥秩父特別保護地区生息状況調査業務報告書」として配付させていただいておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、3ページ目を御覧ください。特別保護地区の制度概要について改めて御説明いたします。特別保護地区に指定されますと、鳥獣保護区と同様に、当該区域では狩猟が禁止されます。ただし、研究目的や有害鳥獣捕獲など、許可による鳥獣の捕獲は可能となっております。また、特別保護地区では、工作物を建てる、樹木を伐採するといった行為には許可が必要となり、関係者には大きな制約を課すことになるため、鳥獣保護管理法に基づき、環境審議会の諮問事項とさせていただいているものでございます。

なお、再指定に当たり、地元市や利害関係人から意見を聴取したところ、反対の表明はなく、また指定案を縦覧に供したところ、これに対する意見の提出はございませんでした。他方、利害関係人の一部からは、反対意見ではありませんでしたが、ニホンジカの植生被害の影響があるため対策を行ってほしいという意見をいただきました。こうした御意見に関して、県といたしましては、市町村が行う有害鳥獣捕獲を促進、支援いたしますとともに、狩猟や有害鳥獣捕獲だけでは捕獲が難しいエリア、例えば奥秩父特別保護地区のような高標高地域における捕獲については、県主体の管理捕獲事業により、ニホンジカ対策の強化を図っているところでございます。

資料の右側を御覧ください。本県では、今回再指定を行う奥秩父特別保護地区を含めて、2か所の特別保護地区を指定しているところでございます。

最後になりますが、6番になります。特別保護地区の存続期間については、その特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内で定めることとされておりますので、奥秩父特別保護地区は奥秩



父鳥獣保護区に属していることから、奥秩父鳥獣保護区の存続期間と同様、令和16年10月31日までの10年間と考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について各委員から御意見あるいは御質問がございましたら受け付けたいと思いますが、その前に、事前にいただいた御質問について県から説明をお願いいたします。

○高橋みどり自然課長 事前にいただいた質問についてお答えを申し上げます。

資料の2ページの左下の図を御覧いただければと思います。奥秩父特別保護地区は山梨県と長野県が接しているが、他県の指定状況はどうなっているのかといった御質問をいただいております。

こちらにつきましては、山梨県においては秩父連峰鳥獣保護区が、また長野県においては金峰山鳥獣保護区が奥秩父特別保護区に隣接して指定されているところでございます。また、特別保護地区に関しては、山梨県の秩父連峰鳥獣保護区内の鶏冠山特別保護地区というものございまして、鶏冠山特別保護地区が奥秩父特別保護地区に隣接した特別保護地区として指定されておるところで、県をまたいだエリアで鳥獣の保護が図られているというところでございます。

以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見や御質問があれば挙手いただきたいと思います。いかがでしょうか。

柳沼委員。

○柳沼委員 ありがとうございます。御説明もありがとうございます。

今回再指定するという事は、よいと考えております。ただ、1点、今後の保護対策として述べさせていただきたいことがございます。再指定に当たって報告書を資料としてつけていただいておりますが、こちらの報告書を拝見したときに少し物足りなさというものを感じた部分がございます。

今回、この地域に関しては森林としての自然状態がよく保たれているとあるのですが、こういった原生的な自然、亜高山帯に位置する環境であっても、実際には地球温暖化などの影響、あるいは先ほど高橋課長が御指摘のとおり、ニホンジカの関係とかいろいろな要因によって環境が変化していたり、あるいは今後変化していくということが考えられます。特に今回その調査結果の中には、樹林や鳥獣の状況が書かれているのですが、実際に先ほどニホンジカの関係というのは、ニホンジカが下草、植物を食べることによって植生が変化していくということがやはり大きく影響を与えています。今回のこの指定というのは、10年おきということなので、報告書の結果というのは大変重要なものだと考えますけれども、調査の段階で保護とか環境変化のリスクに着目した調査項目であるとか、考察というものを加えていって、実際のこの山地帯の自然の保護対策とか、先ほどのシカの対策であるとか、植生の保全対策、再生に生かしていくという必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○川合会長 それでは、柳沼委員の御意見に対しまして、みどり自然課長からお願いいたします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課の高橋でございます。

柳沼委員のほうから示唆に富む深い意見をいただいたと思っております。昨年度この調査を行ったわけでございますけれども、この10年間の鳥獣の状況等については、比較的変わらず見られたとい

うところは確かに確認されたところでございます。ただ、いろいろな環境変化が出ているので、今後の更新に当たってまた調査もすることになろうかと思っておりますので、次の調査の時点においては、今いただいた御意見なども参考に考えていきたいと思っております。

我々としては、まずは植生に一番大きな影響を与えていると思われるニホンジカの対策を重点的に当面は進めていきたいと。それによりまして、植生の影響を少しでも少なくしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川合会長 柳沼委員、いかがでしょう。

○柳沼委員 ありがとうございます。

○川合会長 それでは、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 私も、今回はそのまま特別保護地区の再指定がされるべきだという立場ではございます。

3ページのところで、特別保護地区に指定されると狩猟が規制される、建築物そのほかの工作物というような、そのような規制や許可が発生すると思うのですが、国立公園ですと環境省が自然保護官、レンジャーとかそういうところに入っているとは思うのですが、県のこの場合の指定をされたりすると、そういうような環境省のレンジャーの人と協力をしたりとか、あとは県職員が規制を実効的なものにしたたり、また特別保護地区の、今先ほど御指摘されたような課題について向き合う職員さんみたいなのは配置をされているものなのではないでしょうか。

○川合会長 では、みどり自然課長、お願いいたします。

○高橋みどり自然課長 国のレンジャーについては、県としては特に配置はしておりません。県のみどり自然課の職員、または秩父環境管理事務所の職員、ここが必要に応じて現地に赴いたりして確認したり、あるいは県ではニホンジカの捕獲あるいは調査においては委託事業として、委託の事業者いろいろな確認ですとか調査を行っていただいているところでございます。

なお、今回の場所については全て林野庁の所管の国有林の土地になっておりますので、ここで行われる取組等につきましては、みどり自然課としても適宜国、環境省の国立公園の事務所と連携をしながら対応を進めているところでございます。

以上です。

○川合会長 宮崎委員、よろしいでしょうか。

○宮崎委員 はい、結構です。

○川合会長 それでは、ほかにいかがでしょうか、御意見、御質問など。

浅井委員、どうぞ、お願いいたします。

○浅井委員 奥秩父特別保護地区の鳥獣の生息状況ということで、特にレッドデータブックに載っている鳥獣、これは増えているのか、減っているのか、ほとんど変わらないのか、そういう報告をまず聞きたいと思っております。あともう一点は、先ほどの報告の中で「被害」というのがありましたよね。大体の被害はわかりますけれども、その被害対策はどうしているのかということ。

この2点伺います。

○川合会長 みどり自然課長、お願いいたします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課の高橋でございます。

今浅井委員から御質問のありました、レッドデータブックに載っている鳥獣の生息状況はどうなっているのかというところでございます。正直、あまり細かいところまではレッドデータブックの種がどのところ、把握はできておらないのですけれども、全体としては、鳥獣については、昨年度の生息状況調査で哺乳類33種類、鳥類が86種類、文献や現地調査で確認されていると。希少な野生生物の確認がなされているということで、おおむね10年前の状況と動物の種あるいは数については変わらないと。場合によっては、過去に見られなかったモグラ類、あるいはタカ類、こういった今までになかったような希少な動物も確認されたというような状況でございますので、若干の凸凹はあるのかもしれないのですが、全体としてはこれまでの希少種の状況は保たれていると把握しております。

また、2点目のニホンジカの被害対策ということですが、説明のところと重複してしまうところもございますが、高標高地域ということで、通常の狩猟者の方が入らないような、かなり困難なエリアになっています。逆にそれだけ原生的な状態が保存されている、人が入らないエリアというところでもございますが、動物は秩父の稜線に沿ってかなりいるという状況でございますので、この辺については県主体の高標高地域の捕獲事業というのを特別に、このエリアも含めたところでやっているというところが1つございます。

また、この秩父の県境の稜線にシカがたくさん動いているという状況ですので、近県との広域連携ということも非常に重要になっていると考えております。この辺につきましては、近隣都県と国が構成員になる関東山地ニホンジカ広域協議会というものに参画して情報共有を進めるとともに、生息状況調査ですとか共同捕獲ですとか、そういったことの実行についても今検討しているところというところでございます。

以上です。

○川合会長 浅井委員、いかがでしょう。

○浅井委員 ありがとうございます。最初の点ですが、10年間変わりが無いという。増えてもいいのかなと思ったり、微妙なところなのですが、これはもう少し数字で示せないか、これから10年間に。難しいですか。動物たち、レッドデータ、増えたか減っているか。新しくモグラだとか。分かる範囲内で、次の10年間に、調査結果を出してもらいたいなと思いましたので、取り組んでもらえれば、それでいいと思います。詳しいことはいいです。

○川合会長 では、みどり自然課長、お願いします。

○高橋みどり自然課長 私も明確なレッドデータブックの数を申し上げられなくて申し訳ございません。数については基本的には調査の報告書の中で確認しているものと考えておりますので、今後も、こういう希少種の数がどのように変化しているのか、しっかり把握してまいります。

以上です。

○川合会長 浅井委員、いかがでしょう。

○浅井委員 以上です。

○川合会長 それでは、ほかの方でいかがでしょうか。何か質問、御意見などありましたら、お願い

いたします。

では、大河内委員、お願いします。

○大河内委員 私は新任でちょっと詳しく分からないので教えていただきたいのですけれども、これ、調査手法、それから調査期間について教えてください。

○川合会長 では、みどり自然課長、お願いします。

○高橋みどり自然課長 調査手法につきましては、基本的には現地踏査、あるいは現地のスタッフへの聞き取り、現地の関係者への聞き取り、あとは文献調査、こういったところが主体になっております。調査期間につきましては、令和5年8月7日から11月30日までということでございました。以上です。

○川合会長 大河内委員。

○大河内委員 現地調査ということは資料を見れば分かるのですけれども、これ希少種ということで、具体的な方法ですけれども、捕獲をしているのですか。

○川合会長 みどり自然課長。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課です。

捕獲はしていません。基本的には聞き取り、あるいは現地での実際の実物を確認するという調査はしておりますが、捕獲はしていないと理解しております。

○川合会長 大河内委員、いかがでしょう。

○大河内委員 そうすると、個体数というのは明確には分からない。ここで調べているような生物種がいるかないかという確認をされたという理解でよろしいでしょうか。

○川合会長 みどり自然課長、お願いします。

○高橋みどり自然課長 そのとおりで、委員の理解で結構です。

○川合会長 よろしいでしょうか。

○大河内委員 はい。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

高安委員、お願いします。

○高安委員 ありがとうございます。1つ目は、既にたくさんの方からそういう趣旨の御発言があったかと思うのですけれども、今回10年の指定ということですから、気候変動とか自然災害の影響とかを考えると、中間的に何かサンプル調査のようなものをして、本当に保全されているのかどうかを確認したほうが良いような状況にあるのではないかと思います。

あともう一つ、ただいま個体の調査についての御質問があったのですけれども、例えば埼玉県の大鳥、県の鳥のシラコバトについては個体の数の調査をどこかに委託していたと記憶しています。全ての鳥獣の検査をすると物すごく大変ですけれども、気候変動等の影響が一番出やすい動物等に絞ってサンプル調査をすとか、そういう手もあるのではないかというふうに、質問というか、思いましたというお話でございます。

○川合会長 では、みどり自然課長、お願いします。

○高橋みどり自然課長 ただいま御意見を高安委員からいただきましたけれども、今まで確かに中間の調査とかということはやってきておりませんでした。また、気候変動に伴うほかの鳥獣、この山岳地帯の鳥獣以外の対応についても御意見をいただきました。確かに状況が一昔前と気候については大きく変わってきているところはあると理解していますので、この辺については専門家の意見などもまた確認させていただいた上で、検討事項として御意見を賜りたいと思います。ありがとうございます。

○川合会長 高安委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。そろそろ質問は出尽くしたということでもよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、たくさんの御質問、御意見がありました。ぜひ県の方でそれらを参考にいただければと思います。

それでは、諮問事項ですが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める県指定奥秩父鳥獣保護区奥秩父特別保護地区の再指定についてということですが、反対意見や修正が必要だというような意見はございませんでしたので、原案どおり答申をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり答申するものといたします。

続きまして、報告事項の第5次埼玉県環境基本計画の令和5年度進捗状況の報告について、環境政策課長から説明をお願いいたします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課長の鈴木でございます。私からは報告事項、第5次埼玉県環境基本計画の令和5年度進捗状況の報告について説明させていただきます。

今回から委員になられた方もいらっしゃいますので、初めに埼玉県環境基本計画の概要について御説明いたします。参考資料の5を御覧ください。

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定しているものでございます。本県の最上位計画である埼玉県5か年計画と整合を図るとともに、地球温暖化対策実行計画や廃棄物処理基本計画など環境部門の個別計画の上位計画として位置づけられております。

第5次埼玉県環境基本計画は、令和3年度に本審議会から答申をいただき、令和4年3月に策定したもので、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間としております。本計画の策定に当たっては、カーボンニュートラル、プラスチックごみ問題、環境・経済・社会の統合的向上を目指すSDGs等、昨今の環境や社会経済情勢等の変化を踏まえているところでございます。

本計画では3つの長期的な目標を掲げており、この長期的な目標を実現するため、8つの施策の方向に整理しております。21世紀半ばを展望した長期的な目標として、気候変動を巡る動きなどを踏まえた「温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」、人間にも生物にもよりよい環境になることを目指した「安心、安全な生活環境と生物の多様

性が確保された自然共生社会づくり」、各主体が脱炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けて一体となって取り組む、「あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」の3つの目標を掲げております。

そして、施策の方向として、「1 気候変動対策の推進」から「8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり」まで、8つの施策の方向ごとに取り組を進めてまいります。

各施策の進捗状況につきましては、29の施策指標により管理し、毎年当審議会で御報告することとしております。本日は、令和5年度における第5次埼玉県環境基本計画の進捗状況について御報告するものでございます。

それでは、資料2を御覧ください。初めに、令和5年度の全体の進捗状況について説明いたします。29の指標のうち、「最終目標を既に達成した指標は2指標」、「年度目標を達成した指標は11指標」、「計画策定時より向上しているが、年度目標を達成していない指標が6指標」、「計画策定時より後退している指標が4指標」、「令和5年度の実績が未確定の指標は6指標」となりました。本日は、令和5年度の実績が確定しています23の指標のうち年度目標を達成していない指標、及び計画策定時よりも後退している指標のうち達成状況が低いものを中心に説明させていただきます。

なお、この資料自体は、令和5年度実績が未確定の6つの指標につきましても、令和4年度実績などを参考として掲載しておりますので、御了解いただければと思います。

それでは、恐れ入りますが、16ページを御覧ください。指標No.11、「森林の整備面積」でございます。こちらは、間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積を令和4年度から令和8年度の5年間で累計12,500ヘクタールとすることを目標とし、毎年2,500ヘクタールずつ増加させることとしております。令和5年度は5,000ヘクタールを目標としていたのに対し、実績値は2,794ヘクタールとなり、年度目標未達成となりました。これは、市町村による森林環境譲与税の活用が進みつつあるものの、まだ十分ではないことや、コロナ禍で減少したボランティアによる森林整備がコロナ禍以前の水準にまで戻っていないことによるものです。今後は森林環境譲与税を活用した森林整備が進むよう市町村を支援するとともに、森林ボランティア団体と連携し、全国植樹祭を契機とした取組等を推進することにより、森林整備面積の向上を目指してまいります。

続きまして、次の17ページを御覧ください。指標No.12、「県産木材の供給量」でございます。こちらは計画策定時の96,000立方メートルから、令和8年度には120,000立方メートルまで増加させることを目指し、令和5年度は109,000立方メートルを目標としておりました。これに対し令和5年度実績値は84,000立方メートルとなり、計画策定時よりも後退する結果となりました。これは、ウッドショックで木材の流通が滞った影響により、流通各社が在庫を確保した結果、全国的に木材の在庫が大幅に増え、木材の価格が下がったことで伐り控えの動きがあったこと等によるものです。今後は県産木材を計画的、安定的に供給できる新たな流通体制を整備し、県産木材の供給量の増加を目指して取り組んでまいります。

続きまして、20ページを御覧ください。指標No.15、「生物多様性の認知度」でございます。こちらは県政世論調査で、「生物多様性」という言葉について、言葉の意味を含めて知っている、または言葉は聞いたことがあると回答した県民の割合になります。令和5年度目標値は71.0%であるのに対

し、実績値は66.7%となり、計画策定時よりも後退する結果となりました。年代別認知度を見ますと、30代から50代のいわゆる現役世代で低水準となっており、これらの世代で関心の低い層などに対しては、自発的な行動が必要なイベント開催等の既存の取組だけでは効果が薄いと考えられます。今後は、これまで実施してきた県政出前講座や自然ふれあい施設でのイベント等の実施に加え、特に現役世代をターゲットとした普及啓発に取り組むことで認知度向上を目指してまいります。

続きまして、23ページを御覧ください。指標No.18、「環境基準（BOD）を達成した河川の割合」でございます。こちらは埼玉県公共用水域水質測定計画に基づく測定を行う河川におけるBODの環境基準の達成率になります。令和5年度目標値は95%であるのに対し、実績値は91%となり、計画策定時よりも後退する結果となりました。河川水質の改善のためには、その原因の約7割を占める生活排水を適切に処理することが重要であり、令和5年度においては生活排水処理率は向上したものの、汚濁希釈効果のある降水量が例年より少なかったことにより、目標達成となりませんでした。引き続き下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進していくことで水質改善を図ってまいります。

続きまして、24ページを御覧ください。指標No.19、「1年間の地盤沈下量が2センチメートル以上の地域の面積」でございます。こちらは、令和5年度目標値がゼロ平方メートルであるのに対して実績値は10万平方メートルとなり、策定時よりも後退しました。これは県内の降水量が例年と比較して少なかったことが要因の一つだと考えられますが、詳細等については、来月10月に開催予定の埼玉県地盤沈下対策調査専門委員会において専門家の意見を聞き整理し、対応を検討していく予定でございます。今後も埼玉県生活環境保全条例に基づき、地下水の採取を規制することで、過剰な採取による地盤沈下を防止していくとともに、地盤沈下の調査を継続し、状況を注視してまいります。

続きまして、26ページを御覧ください。指標No.21、「建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度1本/リットル以上の現場数」でございます。こちらは建築物の解体等現場の敷地境界において測定した大気環境中の石綿繊維数濃度が大気1リットル当たり1本以上の現場数をゼロに維持することを目標としていますが、令和5年度実績値は1となり、年度目標未達成となりました。これは、工事現場において飛散防止のための養生が高圧水洗に耐えられず、除去水がしみ出てしまった事案が発生したことによるものです。今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体工事に伴い、石綿が飛散することを防ぐため、届出のあった解体工事等への立入検査において施工業者に対する指導を徹底し、目標達成に向けて取り組んでまいります。

第5次埼玉県環境基本計画の進捗状況についての説明は以上でございます。

なお、本日報告した進捗状況につきましては、例年12月定例県議会におきまして年次報告書として提出、報告させていただいております。その後県のホームページにも掲載し、県民の皆様への周知を図っております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について各委員から御意見あるいは御質問がございましたら受け付けたいと思いますが、その前に、事前にいただいた御質問について県から順次説明をお願いいたします。

まず、温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課でございます。6ページの「温室効果ガスの排出量削減率」について事前に御質問を3ついただいておりますので、順次お答えをいたします。

まずは、「実績よりも早い削減ペースの目標となっている。この目標達成のためには、今後産業部門のみならず、特に消費者一人一人の意識も重要となると考える。そこで、市民の気候変動対策への意識状況について、アンケート調査などにより具体的に現状を把握されているならば教えてほしい。また、現在県民に対し、どのような働きかけを行っているのか。あるいは、将来強化する予定の対策があれば教えてほしい」との御質問をいただきました。

まず、県民の意識状況についてでございます。県では定期的に、県政サポーターアンケートという県全体で行っているアンケートの形式によりまして、県民の地球温暖化対策に関する意識調査を行っております。直近ではこの計画をつくる前の令和4年1月に実施しておりまして、特に主なものを申し上げますと、地球温暖化への関心を聞いた設問では、地球温暖化に関心があると答えた方が9割を超えているような状況でございます。また、地球温暖化対策への取組をどう考えるかという設問に対しては、積極的に取り組みたいという方が34.5%、快適な生活を損ねない範囲で取り組みたいという方が49.5%ということで、かなり地球温暖化に対する関心であるとか取組の意欲というのはあるのかなと考えておるところでございます。

それから、県民への働きかけについてでございますけれども、県では従来から、簡単なチェックシートを活用して日々の取組をチェックして、CO<sub>2</sub>削減量を算定して改善につなげていただくといったエコライフDAY & WEEKという取組を継続して行っておりまして、現在では特設サイトから簡単に参加でき、令和5年度は10万人余りの方に参加をしていただいております。

その他、地球温暖化対策推進法に基づいて、地域における地球温暖化対策を実践するボランティアである地球温暖化防止活動推進員という方を委嘱、支援しまして、県民への普及啓発活動を行っていただいていると、最近ですと新たにポータルサイトを開設したり、インスタグラム、X等を活用して、温暖化対策に関する県民への情報提供等を行っているところでございます。温暖化対策、県民の皆様の取組は非常に重要ですので、県だけではなくて、国とか市町村、各種団体とも連携して普及啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、2問目、「温暖化対策実行計画によると、削減目標が2030年、46%に引き上げられているが、今回の資料の目標値は中間目標に合わせた数字なのか」と御質問をいただきました。今回の資料でお示ししました温室効果ガス排出削減量につきましては、御指摘の46%に削減目標を引き上げる前の計画の目標値となっております。これは、この埼玉県環境基本計画策定時には、現在のこの46%の削減目標値が国、県でまだ確定していなかったということでございまして、今後この2030年、46%削減目標を定めた現在の県の地球温暖化対策実行計画の目標値をこの埼玉県環境基本計画にも反映したいと考えているところでございます。

次に、「削減率のデータを出しているけれども、部門別の削減量や進捗状況を確認したい」という御質問をいただきました。直近の状況で申し上げますと、こちら部門別の削減量、削減率というのは県のホームページでも公表しておりまして、産業部門ですと、数字で申し上げますけれども、237万



トンを基準年から削減しております。基準年度比では23.8%減、業務部門については198万トン削減で、基準年度比19.4%減、家庭部門については305万トン削減で、基準年度比27.4%減、運輸部門は151万トン削減で、基準年度比15.6%減となっております。詳細については、進捗状況、それから削減量等、県ホームページで公表しておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

私からは以上です。

○川合会長 続いて大気環境課長、お願いいたします。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課です。7ページの「新車（乗用車）販売台数における電動車の割合」について、「電動車にハイブリッド車も入っていることから、車種ごとの内訳を知りたい」という御質問をいただきました。

回答といたしまして、令和5年の新車（乗用車）販売台数における電動車の割合58.1%の内訳は、ハイブリッド自動車が54.6%、プラグインハイブリッド自動車が1.9%、電気自動車が1.6%、燃料電池自動車が0.01%となります。

以上です。

○川合会長 続いて、資源循環推進課長、お願いいたします。

○尾崎資源循環推進課長 答えいたします。資源循環推進課でございます。

10ページの「食品ロス量」につきまして、「食品ロス量が想定を大きく上回るペースで減少している理由を詳しく教えていただきたい。また、県民や事業者への普及啓発活動で他分野に応用できる手法はあるか」との御質問を頂戴しております。

まず、想定を大きく上回るペースで減少している理由でございます。食品ロスには、事業者から排出される食品ロス、家庭から出る食品ロスを家庭系食品ロスと言っており2つがございます。事業系食品ロスにつきましては、国によりますと、新型コロナの影響によりまして市場が縮小した影響もありますが、食品関連事業者の皆様が商慣習の見直しですとか手前取りの促進など食品ロスの削減に努力していただいたことが大きいと分析していると聞いております。

また、家庭系食品ロス量につきましても同様に、長年国、私ども自治体、市町村、事業者、それからメディアの皆様、様々な主体により全国的に食品ロス削減に向けた取組が行われ、消費者の皆様意識が向上して、食品ロス削減に努力をしていただいたことが理由だろうというふうに考えてございます。

また、県民や事業者への普及啓発活動で他の分野に応用できる手法についてでございます。県ではこれまで県下一斉フードドライブキャンペーン、若しくは企業の災害備蓄食料の有効活用などといった、企業や市町村などと連携して食品ロス量の削減に取り組んでまいりました。例えば、フードドライブキャンペーンにおきましては、令和3年度に実施した際には91団体、237窓口で御協力いただいたところでございますが、その後連携の輪が広がりまして、令和5年度には103団体、窓口は763窓口ということで、大きくその連携の輪が広がったと考えてございます。普及啓発活動におきましては、県だけではなく、市町村や事業者さんなど様々な主体と連携して取り組むことが重要ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○川合会長 以上で、事前にいただいていた質問等に対する回答については終了ということになりますが、これ以外に委員の皆様から御意見や御質問あれば、挙手いただければと思います。いかがでしょうか。

では、野本委員、お願いします。

○野本委員 御説明ありがとうございます。主に3点伺いたします。

まず、9ページ目の指標No.4「家庭系ごみの1人1日当たりの排出量」ですが、こちらは目標値までまだ乖離があるようなのですけれども、どのような改善点があるとお考えでしょうか。

2点目です。24ページの「1年間の地盤沈下量が2センチメートル以上の地域の面積」についてですが、エリアはどちらになりますでしょうか。

3点目です。17ページの「県産木材の供給量」についてですが、こちらは御説明にもありましたが、木材価格が低下して、森林から木を伐り出して運び出すということでも元が取れない状況のため、担い手の方が減ってきていると伺っております。森林環境譲与税が今年も予算としてちょっと上乘せされたりしていると思うのですけれども、製材所も減ってきている中で、現状のままでは事態を打開するのは難しいと考えております。こちらに書いてあります「新たな流通体制」というのはどのようなものかというものについて、この3点伺いたします。

○川合会長 今3点いただきましたが、県から回答をお願いいたします。

○尾崎資源循環推進課長 資源循環推進課でございます。9ページの「家庭系ごみの1日当たりの排出量」につきまして、目標に向けた改善策ということで御質問いただきました。お答えを申し上げたいと存じます。

委員御指摘のとおり、まだ乖離はございまして、最終目標の達成までには取組を加速させていく必要があると考えてございます。家庭系ごみの減量化に当たりましては、例えば長く使える製品を使っただけですとか、リユースを進めていただく。若しくは、きちんと分けて、できるだけごみにせずリサイクルしていただくといったような、循環型社会に合わせたライフスタイルに住民の皆さんが変えていただくこと、そういったことについて住民の皆さんの理解を得ていくことが非常に重要だと考えてございます。そのため、県におきましては、一般廃棄物の処理を行っております市町村ともしっかりと連携をいたしまして、市民対象の3R講座を開催させていただいたり、若しくは企業さんということでパルコさんなどの大規模商業施設と連携をさせていただいて、不要になった衣服の回収イベントを開催するなどの取組をしてございます。また、令和5年度から浦和レッズさんと連携をさせていただきまして、埼玉スタジアムでのペットボトルの分別をしっかりといただくような取組など、啓発事業を進めさせていただいているところでございます。

こういった取組一つ一つをしっかりと積み重ねていくことで、目標数値の改善につながるようしっかりと努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○川合会長 では、水環境課長、お願いします。

○堀口水環境課長 水環境課でございます。資料24ページの「1年間の地盤沈下量が2センチメートル以上の地域の面積」のエリアはどちらかという御質問でございます。

この場所につきましては、昨年さいたま市西区西遊馬で2.1センチメートルの地盤沈下を確認したものでございます。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

あともう一点ですね。森づくり課長、お願いいたします。

○鈴木森づくり課長 森づくり課です。

先ほどの「県産木材の供給量」について、「新たな流通体制」というのはどういうものかという御質問ですけれども、木材の取引の種類は市場や卸売業者を介した複雑な流通ルートでございます。木材を生産する川上、それから消費する川下、この川上から川下までの安定した取引形態というのはいません。そこで、伐採事業者や製材業、工務店など各事業者が持つ需給情報を一元化するシステムの構築に向けて取り組んでいるところでございます。

これにより、工務店などの利用者が求める時期に、求める量、規格、品質の県産木材が容易に入手できることになり、ウッドショックのような、そういった外的要因の影響を受けにくく、これまで輸入木材に集中していた川下側の需要を県産木材に振り向けることとなります。また、流通ルートは単純化しますので、今までかけていた経費を削減することができて、森林所有者に利益を還元することができると考えてございます。

以上です。

○川合会長 3点お答えいただきましたが、野本委員、いかがでしょうか。

○野本委員 すみません。追加で御意見を伺いたいのですが、まず1点目の家庭系ごみですけれども、こちらは本当に一人一人の意識を向上させていくということかなとは思っております。後ろのほう（指標No.28）に出てきます環境アドバイザーや環境学習応援隊の方々が例えばインフルエンサーとなるような、そういった啓発活動につながるような施策というのは特になのかということを追加でお伺いさせていただきます。

それから、3点目の今御説明いただきました「県産木材の供給量」ですけれども、こちらは流通ルートを簡素化していくということですが、こういった流通ルートも、もちろんそういった御努力というのは本当にしていかななくてはいけないものだとは思っているのですが、例えば今、SDGsの観点から、企業の方々にももう少しこういった県内の林業を復活させていくための御協力というのを得られないかなと思っております。例えばやっぱり森林保全活動へ参加していただいたら何かインセンティブをつけていくような、税制優遇とか、その辺のお考えというのはあるのかを追加でお願いいたします。

○川合会長 今2点いただきましたが、では環境政策課長、お願いいたします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課でございます。

まず、1点目の家庭系ごみの関係について、環境アドバイザーとか環境学習応援隊などによるインフルエンサーとしての活動はないのかという御質問でございました。環境アドバイザーや環境学習応援隊というのは、廃棄物やリサイクル関係だけにとどまらずに、様々な環境分野の専門家がいらっしゃいます。もちろん廃棄物やリサイクル分野を専門としている環境アドバイザーや環境学習応援隊の

企業もあるのは事実でございます、実際に活動もいただいているのですが、基本的にはこのアドバイザーとか環境学習応援隊は学校や地域からの依頼に応じて活動しているというものが実態となっております。今後また資源循環推進課とも連携しまして、この廃棄物の分野においてどのような積極的な活用ができるか考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

では、森づくり課長、お願いします。

○鈴木森づくり課長 森づくり課です。

先ほど、企業の方に森林保全に取り組んでいただいて、インセンティブを与えられないかというお話がございましたけれども、約20年前から企業の森ということで、企業の社会貢献活動の一環として既に森林整備に取り組んでいただいております。企業は資金提供で貢献していただいたり、労力を提供したりということで、それに対してインセンティブですけれども、協定を結んで、森林整備した分のCO<sub>2</sub>の吸収量、これを企業に認証して還元しているところでございます。

以上です。

○川合会長 よろしいでしょうか。

○野本委員 ありがとうございます。

○川合会長 それでは、ほかの委員の方々、いかがでしょう。

橋本委員、よろしく願いいたします。

○橋本委員 よろしく申し上げます。私は気候変動、地球温暖化の問題に大変関心を持っておりまして、小学生の息子がいるので、彼らの将来が安全で幸せなものであるようにと願っております、この委員会に参加させていただいております。

先ほど、6ページの「温室効果ガスの排出量削減率」について私から事前質問させていただいたのですけれども、埼玉県地球温暖化対策実行計画は46%に引き上げられていて、埼玉県環境基本計画は令和8年で24%以上ということになっていて、今後こちらを埼玉県地球温暖化対策実行計画の数値に入れ替えていくというお考えなのかと思うのですけれども、令和5年3月に温暖化対策実行計画が改正されて、46%という数字が出ているかと思うのですが、その反映するタイミングというのはいつになるのでしょうか。お願いします。

○川合会長 温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。

反映するタイミングとしては、この埼玉県環境基本計画の見直しのタイミングに合わせということで考えております。

○鈴木環境政策課長 環境政策課でございます。

埼玉県環境基本計画の見直しの時期については、現在検討しているところでございます。今現在でいつと明確に申し上げられなくて申し訳ないのですけれども、時期について今検討しているところでございます。よろしく願いいたします。

○川合会長 どうでしょう、橋本委員。

○橋本委員 そうしますと、24%の目標と46%の目標で今2つ目標があると思うのですが、どこを目指していくかで政策も変わってくるかなと思うのですが、埼玉県としてはどちらの数字を目標にやっていかれる御予定なのでしょうか。

○川合会長 温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課です。

考え方としては、後からできた現在の地球温暖化対策実行計画の46%の目標というのを目指して、基本的には取り組んでいるところでございます。埼玉県環境基本計画の見直しのタイミングを見て合わせるということで、取組としては基本的には高い目標、46%を目指した目標に向けた取組をしているところでございます。

以上です。

○川合会長 橋本委員、いかがでしょう。

○橋本委員 46%を目標にしてくださっていると聞いて、とても安心をしました。

それで考えますと、今出していただいている最新値は令和3年で17.2%ということで、そこから46%を目指していかれるということで、今きっといろんな分野で調整を図りながら頑張ってくさっているのだろうと理解をしているのですが、ここまで削減していくためにどんなことが必要でいらっしゃるのか。または、ここが課題だなというところを伺ってみたいです。

○川合会長 では、温暖化対策課、お願いいたします。

○山井温暖化対策課長 現状17.2%で、46%を目指しているというところに関して申し上げますと、やはり十分に進んでいるという状況ではないと考えております。全く予断を許さないというか、引き続き努力は続けていかないといけないだろうと考えています。

ただ、これは県だけがじたばたして頑張るということではなくて、県民の皆様、それから国、それから市町村、それから各種団体、それから、事業者であるとか企業の皆さん、そういった全ての主体がやはり同じ目標に向かって取り組んでいただく必要があると考えておりますし、46%というのは実際はゴールではなくて、ゴールは2050年にカーボンニュートラルを実現する、気温の上昇を産業革命以前より1.5度以内に抑えるということが最終的な目的となっておりますので、そこは地球全体、世界全体で取り組んでいるものに遅れることのないようにというか、世界全体で決めた1.5度目標というのが達成できるように皆さんが取り組んでいただけるように、そのように気持ちを持っていただけるように、先ほど申し上げたような普及啓発活動であるとか、事業者さんへの補助金を含めた支援であるとか、そういう発信みたいなものもございまして、環境学習みたいな子供さん向けの取組であるとか、そういったところに力を入れてやってきているという状況でございます。

以上です。

○川合会長 橋本委員、いかがでしょうか。

○橋本委員 ありがとうございます。本当に多様な主体がみんな同じ目標に向かって目標を達成できるように、私も市民としてやっていきたいと思っております。引き続きよろしく申し上げます。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方いかがでしょうか。

では、先に浅井委員、お願いします。

○浅井委員 「森林の整備面積」と、次の17ページの「県産木材の供給量」の目標値、共にまだまだということの課題があるのかなと思いました。どういうところが課題があって、目標値になかなか届かないのかということ、その課題ないし問題は何かというのをできたら聞かせていただきたいと思います。

○川合会長 はい、森づくり課長、お願いします。

○鈴木森づくり課長 森づくり課です。

今回資料にも載せてありますとおり、森林整備がなかなか進まない一つの原因として、森林環境譲与税、これは市町村のほうに財源が行ったわけなのですが、なかなかこちらの執行率が上がってこないというのが一つの理由なのかなと。その執行率が上がらない理由も、各市町村に林業専門の職員が、それと部署がない市町村が多くございますので、森林整備に関する知識や人員の不足でなかなか進んでこないというところは一つ原因であるのかなと考えてございます。それから、先ほどのボランティア、これもコロナ禍前ほど活発に作業等行われなくなっているというのも一つの要因かと考えてございます。

先ほどの木材の供給量が増えないというかこちらも資料にも載っているのですが、既に皆さん御承知かと思うのですが、ウッドショック時に非常に木が外国からやってこなかったと。そういうことで、木材がすごい減ってしまった。供給量が減ってしまった中で、ただ山側になかなかその価格が反映されなかったというところで、山側の生産者のちょっと意欲が下がってしまったという要因の中で、このウッドショック時に実は木材を手に入れようという動きが強くなって、非常に在庫を多く抱えてしまったと。その多く抱えてしまった原因で、その反動で価格がすごい下がってしまって、またそれも一つの要因であったかなというところがございます。

今回に限った課題としては、ちょうど2月は雪がすごい降ってしまったのです。ちょうど木材の生産量としてはピークのときに積雪が多くて、山から出せなかったということも今回大きな要因になってございます。

以上です。

○川合会長 浅井委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○浅井委員 まず、整備が進まないというのは、そういうことも多いと思います。

そこで、実は環境部だけで取り組むのは今までだったと思うのです。今後それをさらに進捗を進めたり効率よくするには、例えば整備する場合の林道を整備するということ。実は、今朝の埼玉建設新聞に埼玉県農林部長のコメントがあるのですよね。ここで、これからのことで石井環境部長にお願いしておきたいのだけれども、ほかの部局と連動してこういうことを整備する。これ、2つの部局が協力することによって相当の効率化というのと、あと生産者には利益をもたらすし、必要とされている関係者には時間もそんなにかからないで短縮もできそうだしということありますので……あえて言わないけれども、分かっていますよね。その件でちょっとお考えを先に聞いておきたいと思います。

○川合会長 環境部長、お願いします。

○石井環境部長 大変ありがとうございます。特に環境基本計画の中でみどりの保全、創出について

は、この取組を、みどりの基金を創設して、それにより積極的に、かなり大規模な形でこれまで進めてきておりましたけれども、特に農林部とはその当初から極めて連携を密にしてやってきているところでございます。本日は環境部と並んで出席していますけれども、森づくり課は農林部の所管でございまして、特にみどりの保全については、この森林の整備というのは極めて重要だと考えておりました、森林環境税ができましたけれども、それまではみどりの基金、環境部が持っているものについて、農林部の森林整備、その財源としたり、そのようなことで、両輪となってやってきているところでございます。農林部だけではなくて、例えば県土整備部の街路樹整備も協力し合ったり、取組を進めてきておりますので、浅井委員おっしゃられた点は非常に重要な視点だと思いますので、今後もそうした連携をきっちり図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○川合会長 浅井委員。

○浅井委員 ありがとうございます。そういう答弁を聞いたかったのです。

来年は埼玉県が全国植樹祭の年でありますので、そういう節目のときに、新たな取組を県民に分かるように、各部局で協力しているのだと、そういうのを発信すると、県民の意識がさらに高まるのかなという、そんな感じをしていました。

それを進めて、この県産木材も、もともと高品質なのだよね、埼玉県産。特に西川材など。変な物売ろうというのではなくて、いい物が欲しいのだけれども、単価が合わない。大体もう絞り込んであると思いますので、その努力をさらにしていただくことを、これは要望、お願いでございますので、答弁はいいです。お願いします。

○川合会長 では、よろしいのでしょうか。

○浅井委員 はい。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、高安委員。

○高安委員 それでは、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、先ほど質疑応答が行われた気候変動対策の目標値、2030年、46%というものなのですが、既に今年が2024年でして、これから計画を見直していくということで、どういうふうに具体的にしていくかと。包括的なプランをおつくりになるということだと、2030年までもう時間がないので、間に合わないのではないか。これについては、国のエネルギー政策とか変遷はあるかと思うのですが、かなり目標達成するのはしんどい。しんどいの意味が、啓発活動をしたりとか連携を取るといった措置では達成できないレベルというのが46%ではないかと考えております。そうすると、何か条例等で県民に制約を加えるですとか、あと何かテクノロジーの導入にかなりのインセンティブをつけるとか、そういうことを考えないと現実達成するのは難しいかなと個人的に考えておりますということです。

あともう一つが川の水質の問題で、幾つか資料があり、指標No.18「環境基準（BOD）を達成した河川の割合」というのがございます。これはマイクロプラスチックですとか、そういったことはここの中には含まれないものではありますけれども、ちょうどプラスチック削減の国際条約を議論してい

て、それが批准されると日本国も守らないといけないということになってくると。埼玉県は川の面積が一番多いということでアピールしておりますので、やはり川に流れるマイクロプラスチックは少ないということも併せてアピールできたらいいなと思っています。何か環境基準等測定するときマイクロプラスチックのものも、どれくらいコストかかるか分かりませんが、併せて調査していただけるといいかな。このマイクロプラスチックの問題は小中高、大学生にかなり響くテーマでありますので、啓発活動という面でもかなり使えるものではないか考えております。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

2点いただきましたが、まずは、温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課でございます。

1つ目の御質問に関しまして若干補足させていただくと、県の地球温暖化対策実行計画というのは2年前に既に、46%目標に向けた取組を行うということで、改定をしております。その中で、46%に必要な取組として再エネの普及拡大であるとか、大きな社会変革を進める上でのサーキュラーエコノミーであるとか、スーパー・シティプロジェクトであるとか、そういったような県として大きく取り組んでいくことについても位置づけた上で、計画としては進めているというところでございます。今回、先ほど申し上げたのは、埼玉県環境基本計画の目標値が見直しができていないということですので、これから46%削減に向けた取組を積み上げて目標を設定するというではないということ御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○川合会長 では、水環境課、お願いします。

○堀口水環境課長 水環境課でございます。河川のマイクロプラスチックについて調査などして、啓発活動に有効に活用したらいかがかとということでございます。

まず、指標No.18番の「環境基準（BOD）を達成した河川の割合」でございますが、補足をさせていただきますと、こちら国が環境基準を定めておりまして、そちらの基準の項目について測定をさせていただいているものでございます。

マイクロプラスチックにつきましては、委員おっしゃるとおり、全世界的に課題があるというところがございますので、私どものほうも重要な問題だということで認識しております。そのため、たしか、今数字は持っていないのですけれども、令和元年とか2年だと思いましたが、主要な河川に含まれるマイクロプラスチックの量や種類の調査をさせていただいたことがあります。そのときの結果が、たしか生活系のごみとかが多かったというような形で県のほうとして把握をしております。その結果を受けまして、県のホームページとかチラシなんかを作成させていただいて、普及啓発をさせていただいているのと同時に、あと指標No.16「S A I T A M A リバーサポーターズプロジェクト」というのを今推進させていただいているところでございますが、県の河川の保全を応援いただくような団体様、そこのところに県民の方とか、あと企業の方の応援をいただきながら、さらに川の保全活動なんかを活性化していくというところでございますが、昨年度はこの応援団様のところで、中学生の方ですけれども、やはりマイクロプラスチックに強く関心を持っていただく方が県と協力、あと企



業様など協力して、チラシのほうを作成させていただきました。そちらを県のホームページとか、あとイベントでそういうようなものを啓発として周知させていただきながら取り組んでおります。引き続き重要な課題と認識してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○川合会長 高安委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○高安委員 以上です。

○川合会長 はい、大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 非常にしっかりといろいろ対策されているということはよく理解いたしました。ちょっと私、いろいろコメントと質問があるのですが、まず気候変動対策のところ、いろいろ委員から御質問、コメント等があったと思いますけれども、自動車のところです。先ほども冒頭で電動車の中身ということで質問があったと思いますけれども、これ、基本はハイブリッドがほとんどなわけですね。今世界的に、政治的な理由が多くてEV車という動きがありましたが、今それがちょっと停滞しているというような状況で、実際ハイブリッドにしてあげれば、走行に関して言うと燃費が半分になりますので、それだけガソリンの使用量が減って、CO<sub>2</sub>量も減るわけですね。だから、ここ、電動車というくりではなくても、ハイブリッドをどんどん推進するというところで進めたほうが分かりやすく、CO<sub>2</sub>排出削減にも直接的につながるのではないかと考えます。これを見ますと、埼玉県と全国でほぼ変わらないわけですが、ここを埼玉が先進的にどんどん進めて、もうハイブリッド率100%ですという形になると、これはすごくインパクトがあるのではないかと考えます。

それから、あと森林整備の話なのですが、森林面積を増やそうということで、これはCO<sub>2</sub>吸収という部分もあると思うのですが、日本の林業の問題は、面積ってほとんど変わってなくて、面積を増やすことではなくて、利用することなのです。切って使う。今かなり古い木が増えてくると、CO<sub>2</sub>を全然吸わなくなってしまうのです。これをどんどん切って使っていくという、そういう施策を考えていくべきではないかな。だから、面積を増やすというよりも、どんどん使って木を植えていくという、そういうふうな方向にすれば、CO<sub>2</sub>の削減にも直接的につながると考えます。

どういう樹種を植えるかということも重要で、この辺今、従来は材として使うために、過去は杉とかヒノキとかという、そういう針葉樹を使っていたわけですが、やはりそういったもの、杉はまあまあCO<sub>2</sub>を吸ったりするのですが、高齢化するとどんどん吸わなくなってしまう。それから、土の酸性化が起こるという問題があるのです。だから、環境にとっては決していいことではないので、どういう樹種を植えていくかということが非常に重要で、最近、これは今私も取り組んでいるのですが、早生桐という非常に成長が早いキリがあるのです。杉とかヒノキですと成長するのに30年、40年かかるのですが、早生桐ですと5年ぐらいで20メートルになるのです。今かなりいろいろなところで使われているのですが、そういったすごく成長の早い木を使うことによってCO<sub>2</sub>の吸収量も増えていくということが起こります。広葉樹の場合には土壌の酸性化ということは起きませんので、こういった樹種を活用していくということもぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

それから、あと水環境のところ、先ほど高安委員からマイクロプラスチックの話が出ていました

けれども、うちの研究室でも今マイクロプラスチックの研究を行っておりまして、水環境だけではなくて、空気中にも浮遊しているのです。人体の摂取経路としては、水や食べ物よりも空気で吸う量が多いと言われていまして、水環境だけではなくて、大気のほうでもぜひ埼玉県でどんどん進めていただいたらいいのではないかと考えています。

水環境の問題、ここにはちょっと出ていませんが、昨今の注目されているものとしてはP F A Sの問題がありますよね。こういったものの取組が埼玉県でどの程度今進められているのかちょっとよく分からないのですけれども、この辺もどんどん進めていかれると、環境先進県という位置づけがなされるのではないかなと思います。

大気のほう、PM2.5のところは非常に厳しい基準を設けていこうということで、非常にすばらしい取組だと思うのですけれども、埼玉県は環境科学国際センターのほうで先進的にPM1という、より小さくて健康影響が大きなものですね。このPM1の問題を埼玉県の環境科学国際センター、先駆的に進めてきております。これは全国でも非常にトップレベルの研究をなされていて、健康影響を考えたときにはこのPM1ということがすごく大事になってきますので、これは埼玉県の売りになると思うので、ぜひPM2.5の基準ということだけではなくて、PM1で進めていくのだというところを施策として推し進めていただいたらいいのではないかなと。やはり問題は、PM1にしても2.5にしても、質量濃度という全体の濃度だけではなくて、中身が重要になってきますので、そういったことをもっと研究を進めていく。これは日本、先駆けてやっているところなので、そこは強みになると思いますので、この辺りをどんどん進めていったらいいのではないかなと感じました。

ちょっと質問ですけれども、大気の問題として、今やはり環境基準を達成していない。これは全国的な問題としてはオゾンの問題があると思いますが、これについて現在どのような取組をなされているか、これについて1点教えていただければと思います。ちょっといろいろ質問とコメントが整理されていなくて、大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○川合会長 幅広くコメントと質問をいただきました。大気環境課長、お願いします。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課です。いただいたお話の中で、質問としてはオゾンの話ということでよろしいのでしょうか。まずオゾンのほうからなのですけれども、一応25ページの「微小粒子状物質（PM2.5）の濃度」のところにもあるのですけれども、光化学スモッグ注意報、今年ちょっと多くて、関東地方では多い状況があったりするのですけれども、原因物質としてはNOx・VOCと考えられております。

NOxに関しては、自動車NOx・PM法と県の生活環境保全条例で自動車の規制等をしていて、排出を減らすということで環境基準を達成している部分もございます。

VOCにつきましては、事業者に対する条例、法律に関わる規制をかけたということもあって、P R T R、化学物質の排出量としてはずっと減ってきているところではございます。ただ、気象の関係もあるので、取扱量が減ったとしてもすぐ減るものでもないところがあるのかなと。今年の状況を見ると、そんな状況を思っております。VOCにつきましては、25ページのPM2.5のところにもあるのですけれども、今後の取組のところ、PM2.5もオゾンもVOCが主に原因物質と先ほどから言っているところでもあるので、ばい煙規制であったりとか自動車排ガス対策を今後とも実施するとい

うことと、あとVOCについては規制対象事業者に対する排出抑制の徹底と、事業者の自主的な取組をしていただくようにVOCの例えばセミナーであったりとか、個別支援の技術的支援をしているというような事業もやっております。そんなことで支援をしていければなと思っております。

それから、御提案いただいたところにつきましては、ちょっと今後の検討課題になるところかなと思うので、全てお答えはできないのですけれども、自動車のハイブリッドがほぼ100%というお話もあったかと思うのですけれども、一応国の成長戦略の中で、電動車という枠の中で、ハイブリッドも含め、EV、PHV、燃料電池自動車も入っているということになっております。県としても、EV、PHVのほうがCO<sub>2</sub>の排出量が少ないのは当然分かっております。そちらに補助金を出すように重点的にしているところではあるのですが、この5か年で終わるものではなくて、その後も温暖化については進めなければいけないので、できるだけ減らせるものについての支援をしていきたいということで考えております。

あと、大気でのマイクロプラですが、現状大気中への放出というのが明確には考えていないところがございます。いわゆる大気汚染というのは、基本的には固定発生源から、単純に言うと煙突から出るようなものなので、あまりマイクロプラが煙突から出るという明確なバックデータを持っているわけではないのですが、考えづらいところもありまして、ばいじん規制であったりとか古典的なことはやっているのですけれども、マイクロプラ限定でそういったものの規制は今現状では法規制上はないということになっております。今後の課題かなと思います。

あと、PM1につきましては、すみません、個人的に細かい知識がないところですから、何とも言えないところがございますが、環境科学国際センターが先進的に取り組んでいるということであれば、その研究から始めていきたいと思っております。

以上です。

○川合会長 幾つか御意見、御提言などいただいたと思うのですが、特にこの場でお答えしたいというところがあれば、水環境課長、お願いします。

○堀口水環境課長 水環境課でございます。御意見ありがとうございます。PFASの取組について御説明をさせていただければと思います。

国が令和2年5月にPFOS及びPFOAの暫定指針値を設定したことを受けまして、本県におきましても令和3年度から河川のPFOS及びPFOAの測定を開始しております。令和3年度、4年度、48地点で国、県、市が連携して調査をしておりまして、1地点、川越市内にあります不老川の不老橋、こちらのほうで暫定指針を超過しているという状況でございます。こちらのほうの原因を特定するような追加調査について今実施しているところございまして、川越市及び狭山市、これが不老川及びそこに支川として入ってくる久保川というのがございまして、どちらからも暫定指針値を超過した水が流れてきているというような状況が市と連携をした調査結果として今分かっている状況でございます。まだ原因特定に至っていないところがありますので、関係市と連携をしながら追加調査のほうを実施している状況でございます。

あわせて、昨年度49地点測定をしておりまして、そちらのほうは暫定指針値が超過なかったという状況で、今年度も関係市、国と連携をしながら、河川水及び併せて地下水についても調査を開始し

ているところでございます。

以上でございます。

○川合会長 ほか、県からコメントをしたいというところ、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。そろそろ終了の時間が近づいております。あえてこの場で質問しておきたいという委員の方がいれば。

はい、ではお願いします。小川委員。

○小川委員 日本エネルギー経済研究所の小川でございます。今回の会から参加をさせていただきました。御説明いただいて、大変すばらしい取組をいろいろ包括的にやられているなというふうに感じました。それで、本日の御説明を受けて1点質問と、2点コメントということでさせていただきたいと思えます。

質問については、先ほど県民の意識アンケート調査というものがありませんでしたが、これは私等一般の人もウェブで見ることができるものと理解して、勉強させていただきたいと思っています。

ちょっとそれに関連して。多分そういった意識が高いというような調査結果だったと思うのですが、例えば（指標No.28）環境アドバイザーですとか、（指標No.29）環境科学国際センターの利用者数が増えて、まだ未達ですけれども、これから増やしていくというような、そういったところも相乗効果で理解が進むことを期待もするのですが、ここで地方自治体ごとの、例えば環境教育ですとか、そういったレベルを比較したものというものはあるのかどうかというのを教えていただきたいというのが1点質問です。

2点目、コメントなのですが、今に関連しまして、先ほど、快適であれば取組をするというのが49.5%いらっしゃったと聞きました。快適であれば取組をするということは、快適でなければ取組をしないということで、例えばこの目標の40%を超える削減というのは、やはり今の状態の運用だけで削減ができる数字ではなくて、先ほど例えば高安委員がおっしゃっていた新しい技術に投資をするための補助、例えば、企業がそのお金を払った場合、それは価格転嫁されて消費者が負担することになります。あるいは、埼玉県さんが負担するのであれば、それは税金として県民が払うことになる。どうしても、何か厳しい温暖化対策をするとなると、コストがそこにかかってくるということに関しては、もう一步県民の人たちに理解をしていただく。例えば家庭の機器の使い方の工夫とか、それも重要なのですが、さらにもう一步進めて削減量を深掘るためには、こういった本当にコストがかかってくるのは、どこまで県民が耐えられるか、耐えていいのかというようなところをしっかりと話、議論して行って、理解してもらう必要が出てくるのかなと思ったのが1点です。

というのも、埼玉県さんは製造業も多くて、そういった意味では製造業の人たちが頑張っている製品を造っても、そこにコストがかかってしまったら、消費者が理解しないと、やっぱり同じ製品だったら安いほうを買いたくなるというのが一般の消費者です。そういった環境のコストをどうやって評価するのかといったところは将来的な大きな課題です。これは多分国も同じような課題を抱えているのですが、そういった点を感じました。

2点目は、ほかの委員の方々もおっしゃられたのですが、やっぱり森林が多いというのはすごくいいことだなと思っていて、大河内委員がおっしゃられていた、使い方を増やしていく。例

例えば、今木材というのは、木材、家を造ったり、何か家具を造ったりというので使われていると思うのですけれども、それ以外にも、例えばそこから出てくる木材チップ、木のかすですよ。そういったものをバイオ燃料にして使うというようなことも、もっと工夫すれば再利用できる余地あるのかなと思っています。というのも、スウェーデンは木材大国なのですけれども、フラットな土地に木がたくさん植えられるという状況で、日本と状況は大分違うのですけれども、このバイオチップをうまく利用してエネルギー転換をした国なのです。ですので、もし捨てている量が、相当量木材の残渣があるのであれば、これを有効的にバイオフェューエルにするというような、そういった新たな価値を見いだしていくというようなことも必要なと思います。だから、森林の環境を見ている人たちだけではなくて、浅井委員もおっしゃられていたように、いろいろ産業戦略、そして県をどうつくっていくのかといったようなことも含めて、大きな視点から森林というのを進めていく必要があるのかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○川合会長 それでは、1つ目は質問ということでしたので。

では、環境政策課長、よろしくお願いいたします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課でございます。

小川委員からの御質問の、環境学習の状況の地方自治体ごとの比較ということでございますが、大変恐縮なのですけれども、なかなか環境学習の状況の他県との明確な比較というのはできていないところでございます。ただ、今回本県の独自制度であります環境アドバイザーとか環境学習応援隊については、例えば近隣他県で類似の制度があるのかということであれば、群馬県さんには環境アドバイザーという、うち言う環境アドバイザーと似ているものだと思うのですけれども、そういうものはございますが、環境学習応援隊に匹敵するものはどうもなさそうだとか、あるいは千葉県においては逆にちば環境学習応援団というのがございまして、これも詳細は調べ切っていないのですが、私どもの応援隊に近いものかなというものなどはございます。そういうことがございます。

あともう一点、本日触れなかった話にはなってしまうのですけれども、環境学習のもう一つのものとして全国で統一でやっているものとして、こどもエコクラブという、子供が、幼児、3歳から高校生までが参加できる、公益財団法人日本環境協会に登録して行うという活動がありますが、この会員数は全国で92,000人いるそうですが、そのうち埼玉県では14,000人ほどがこのこどもエコクラブに入っておりまして、この実数は全国1位ということでございます。なかなか包括的に環境学習の他県の比較は難しい部分はあるのですが、例えばこのこどもエコクラブの例でいけば、数は日本で、だから環境学習の状況も日本一だとまでは言えないかもしれませんが、積極的に取り組んでいる県ではないかなと思っているところでございます。今後引き続き他県の状況なども把握してまいりたいと思います。

以上でございます。

○川合会長 小川委員、よろしいでしょうか。

○小川委員 はい、ありがとうございました。

○川合会長 そろそろお時間なのですが、最後ということで。

橋本委員、よろしくお願いします。

○橋本委員 ありがとうございます。県民の皆さんへの普及という観点で私も1つちょっと意見があったので、伝えたいと思いました。

今環境省でエコ活ってやっというのでありますが、環境にいいことは快適に達成できるのだよというキャンペーンがあると思うのですが、そういう快適なエコを県民の皆さんにもっと普及していくという方向がいいなと私は思っていて、例えば建物の断熱。建物から出るCO<sub>2</sub>は全体の34%とされていますので、断熱をすることで、何も自分が生活を変えなくてもCO<sub>2</sub>がすごく減るとか、あとは再生可能エネルギーに切り替えることで、生活自体は変わりませんので、生活は変わらないけれども、環境にいいことができるねということをお伝えして、あと気候変動がこれ以上進むと健康とか経済とかへの大きな損失があって、私たちがそれを支払わなくてはならない膨大な被害が起きるとことを考えると、そういった断熱とか再エネに予算を充てていくということが長い目でみると私たち県民にとって利することなのだということを伝えられたら、みんなもっとやりたいと思うので、何かそういうポジティブキャンペーンをこれからやっていきたいなと思いました。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

県のほうから何かございますか。温暖化対策課長。

○山井温暖化対策課長 御指摘ありがとうございます。今小川委員も橋本委員も気候変動に関するコストであるとか快適性であるとかというところが、やはり何かを犠牲にしながらやらなくてはならないものという部分が大きくなり過ぎれば、誰もそれはやってくれないということになるでしょうし、コストであるとかリスクであるとかというところを正しく伝えていかなければいけないというのは強く実感しているところです。

エネルギー価格として、最近電気代がすごく上がったのです。皆さんそれに関する関心が高まっていると思いますので、そういうところも踏まえて取り組むことによってコストが下がりますよ、逆にコストがかかるのだよということを分かってもらうのもそうですし、断熱改修みたいなものというのは、まさに生活の快適性を確保されながら、ヒートショックみたいなものを防止できながら温暖化対策にもなるということに関しては非常に有効な対策だと考えておりまして、今年度からはこの断熱改修に関するワークショップみたいなものを県の支援で行っていく予定でございます。

再エネに関しては全くおっしゃるとおりですので、引き続き拡大に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、まだまだ質問、御意見など、尽きそうにないという状況にはございますが、時間も限られておりますので、本日のところはここで一度切りたいと思います。

委員の皆様方は、事務局に御意見、御質問など届けていただくことは可能かと思っておりますので、引き続きコメント、今日言い足りないことがございましたら事務局に届けていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項、第5次埼玉県環境基本計画の令和5年度進捗状況の報告についての審議はこれにて終わりにしたいと思います。

以上で予定しておりました議題は終了とします。

最後に委員の皆様より何か御発言ありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

○川合会長 それでは、令和6年度第2回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会(中山) 川合会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第2回環境審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後 3時25分閉会